

## 大和町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

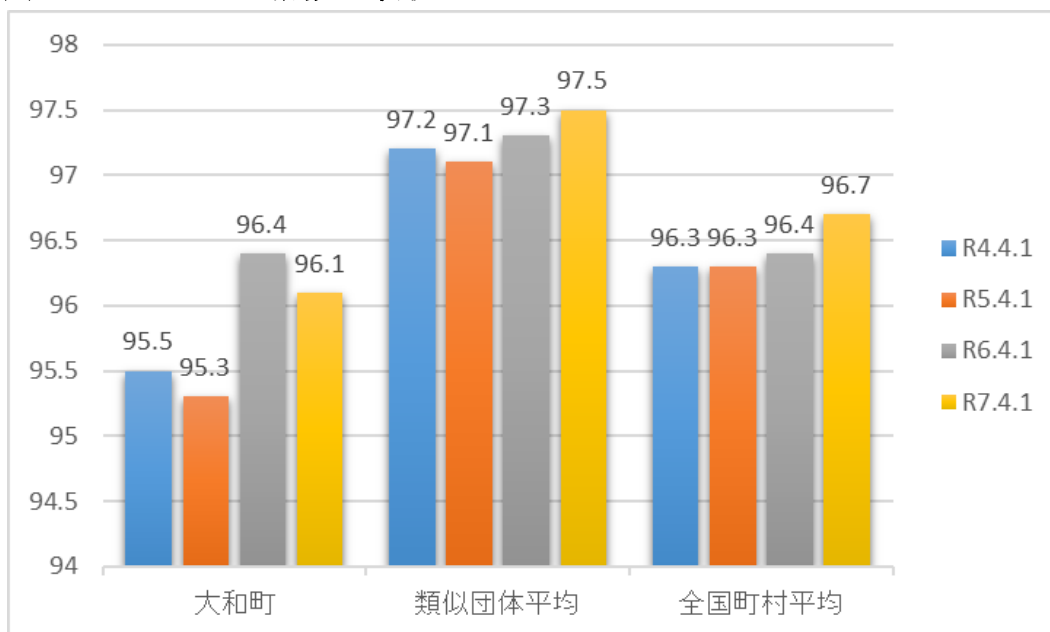
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和6年 度の人件費率
令和 6年度	人 27,681	千円 17,093,954	千円 340,854	千円 1,718,847	% 10.1	% 11.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 196	千円 662,892	千円 105,465	千円 251,623	千円 1,019,980	千円 5,204	千円 5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

①, ②非該当。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和 6年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
令和 6年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（実施時期）令和7年4月1日から段階的に実施。

（支給割合）国と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

【記入例】扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大和町	36.9歳	286,913円	334,932円	303,938円
宮城県	42.3歳	330,820円	424,419円	368,480円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	317,183円	385,375円	353,947円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大和町	※	※	※	※	※	—	—	—	—
宮城県	53.1歳	134人	303,311円	342,438円	321,246円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	51.4歳	6人	300,025円	336,084円	321,797円	—	—	—	—

(注) 個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は、「※」で表示している。

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大和町	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		大和町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	227,400円	220,000円
	高校卒	188,000円	196,100円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	194,100円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	※	—	※	※
	高校卒	※	—	—	※
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

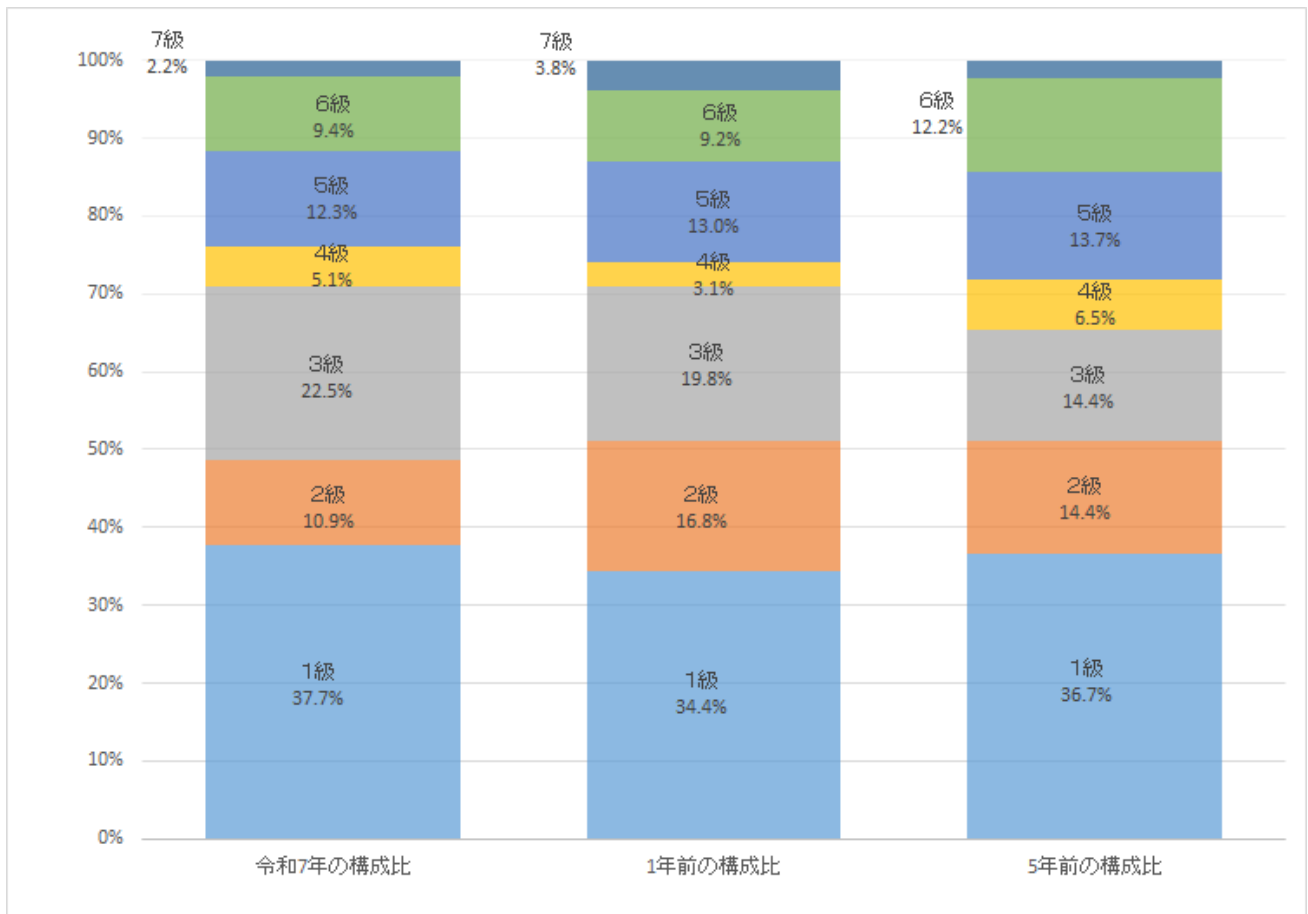
（注）個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は、「※」で表示している。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

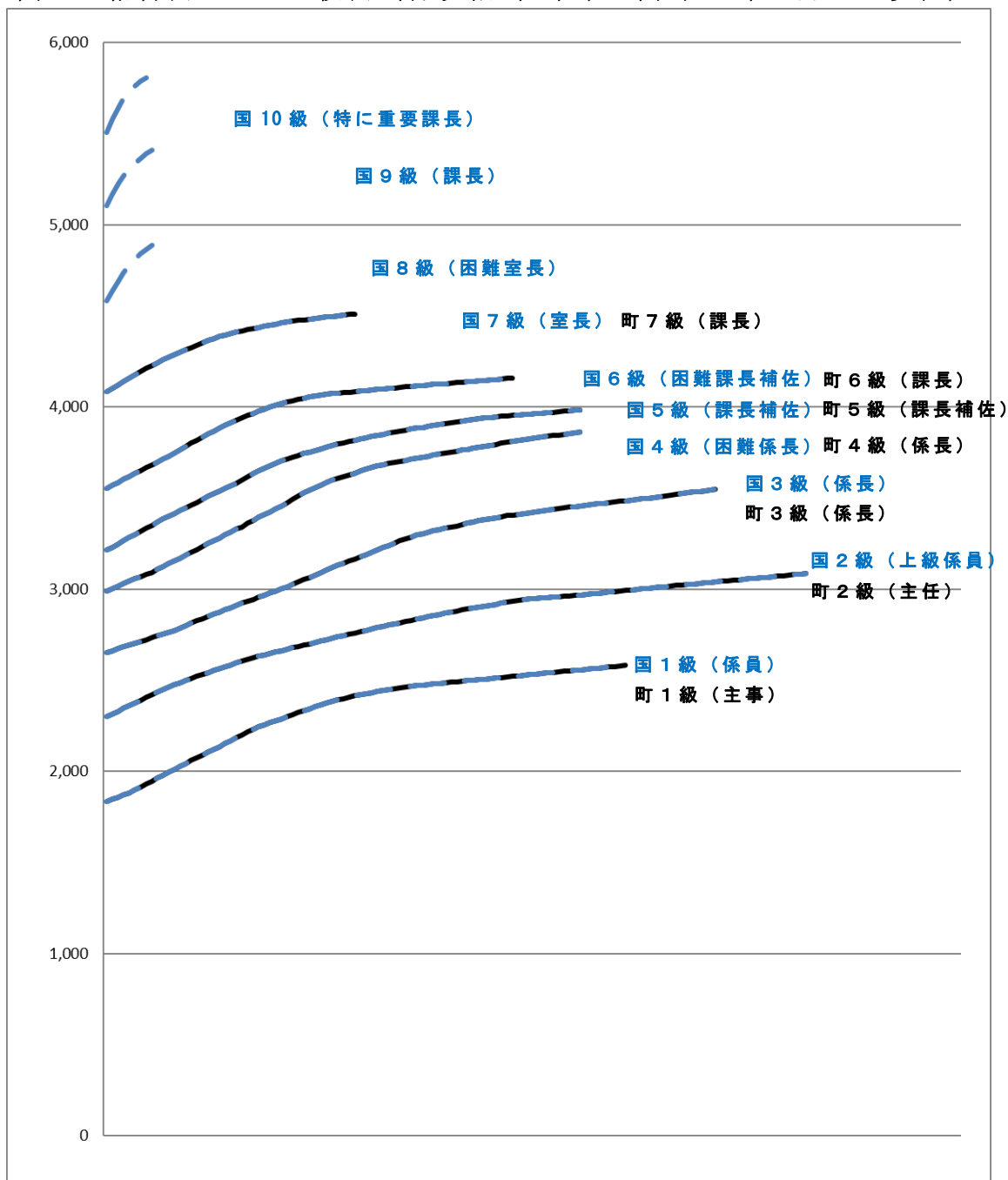
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	52人	37.7%	183,500円	258,100円
2級	主任又は技術主任の職務	15人	10.9%	230,000円	308,500円
3級	係長，主幹又は主査の職務（4級に掲げるものを除く）	31人	22.5%	265,300円	354,700円
4級	高度の知識又は経験を必要とする係長，主幹の職務	7人	5.1%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐，次長又は出先機関の長の職務	17人	12.3%	321,300円	398,200円
6級	課長（7級に掲げる課長を除く），局長，室長又は参事の職務	13人	9.4%	355,200円	415,700円
7級	町長があらかじめ定める基準に従い指定する課長の職務	3人	2.2%	408,300円	450,900円

- （注） 1 大和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 31 年度に 6 級制から 7 級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大和町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大和町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,226千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,802千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大和町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大和町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67月分	24.59月分	勤続20年	19.67月分	24.59月分
勤続25年	28.04月分	33.27月分	勤続25年	28.04月分	33.27月分
勤続35年	39.76月分	47.71月分	勤続35年	39.76月分	47.71月分
最高限度	47.71月分	47.71月分	最高限度	47.71月分	47.71月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%~20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%~45%加算		
1人当たり 平均支給額	自己都合 982千円	応募認定・定年 19,987千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

**(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）**

支給実績（令和6年度決算）		653千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		218千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	9%	人	9%
宮城県仙台市	7%	3人	7%
宮城県富谷市	5%	人	0%
宮城県名取市	2%	人	2%
宮城県利府町	2%	人	0%

**(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）※支給実績無し**

支給実績（令和7年度決算）		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度 決算）	左記職員に対する支 給単価

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績（令和6年度決算）	57,453千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	279千円
支給実績（令和5年度決算）	65,023千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	332千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

**(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）※非該当地域**

支給実績（令和7年度決算）		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
		円
		円
		円

(7) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和6年度 決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500円 2.子 1人につき 10,000円 3.父母等 1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	10,620千円	177千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ.月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000円)	同じ	—	14,930千円	249千円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2.交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。ただし1月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	14,931千円	84千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 32,400円～47,800円	同じ	—	11,717千円	533千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じ8,000円～70,000円加算する。	同じ	—	0千円	0千円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして定める場所において、勤務することを1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給 月額 3,000円	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	—	636千円	17千円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の 5 時までの間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額 = 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ	—	0 千 円	0 千 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 4,200 円	同じ	—	0 千 円	0 千 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 5,000 円～6,000 円	同じ	—	582 千 円	29 千 円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1 日につき最高 6,620 円			0 千 円	0 千 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	761,200 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 町 長		920,000 円 / 559,000 円		
報 酬	議 長	386,000 円	499,000 円 / 280,000 円		
	副 議 長	319,000 円	430,000 円 / 214,000 円		
	議 員	300,000 円	400,000 円 / 189,000 円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和 6 年度支給割合) 3.45 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 6 年度支給割合) 3.45 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	761,200 円 × 21.12 603,000 円 × 12.48	16,076,544 円 7,525,440 円	通算又は任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年 = 4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

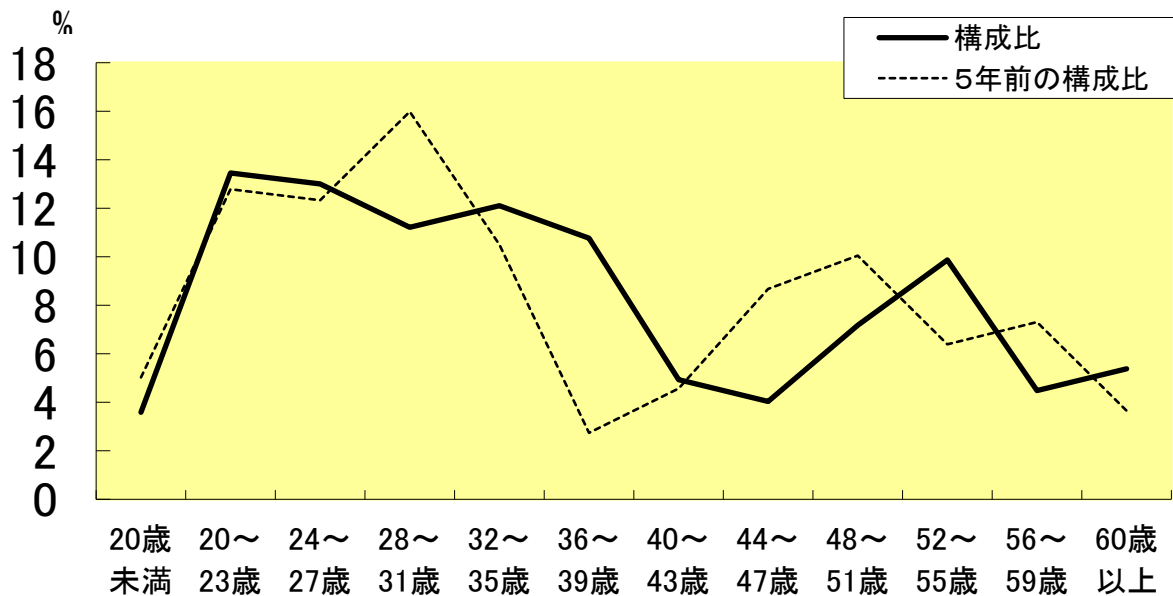
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令 和 6 年	令 和 7 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	育休職員等の所属替えによる増 人員配置適正化による減  退職者不補充による減 周年事業による配置職員の増
		総務・企画	51	54	▲2	
		税務	15	13	0	
		民生	49	49	▲1	
		衛生	21	20	0	
		農林水産	11	11	1	
		商工	8	9	0	
		土木	12	12	0	
		計	170	171	1	<参考> 人口1万当たり職員数 61.38人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 54.10人)
		教育部門	26	27	1	職員補充による増
	小 計	196	198	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.07人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	6	5	▲1	水道・下水道事業の人員調整	
	下水道	5	6	0		
	その他	14	14	0		
	小 計	25	25	0		
合 計		221 [240]	223 [240]	2 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 80.04人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 8	人 30	人 29	人 25	人 27	人 24	人 11	人 9	人 16	人 22	人 10	人 12	人 223

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	168人	167人	169人	169人	170人	171人	3 (1.8%)
教育	28人	28人	27人	26人	26人	27人	▲1 (▲3.6%)
普通会計計	196人	195人	196人	195人	196人	198人	2 (1.0%)
公営企業等会計計	23人	22人	25人	24人	25人	25人	2 (8.7%)
総合計	219人	217人	221人	219人	221人	223人	4 (1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	856,521	6,378	21,813	2.55	3.10

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)大和町普 通会計平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	5	15,443	1,191	4,873	21,507	4,301	5,204

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大和町	37.6歳	261,557円	363,557円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大和町（下水道事業）	大和町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和6年度) 890千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,226千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

大和町（下水道事業）			大和町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67月分	24.59月分	勤続20年	19.67月分	24.59月分
勤続25年	28.04月分	33.27月分	勤続25年	28.04月分	33.27月分
勤続35年	39.76月分	47.71月分	勤続35年	39.76月分	47.71月分
最高限度	47.71月分	47.71月分	最高限度	47.71月分	47.71月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額 —			1人当たり平均支給額982千円 19,987千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	9%	人	9%
宮城県仙台市	7%	人	7%
宮城県富谷市	5%	人	0%
宮城県名取市	2%	人	2%
宮城県利府町	2%	人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）※支給実績なし

支給実績（令和6年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	864千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	216千円
支給実績（令和5年度決算）	774千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	155千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （令和6年度 決算）
扶養手当	1.配偶者 6,500円 2. 子 1人につき 10,000円 3.父母等 1人につき 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	50千円	50千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000円)	同じ	—	331千円	331千円

通勤手当	1.交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2.交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～31,600円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。ただし1 月あたり55,000円を限度とする。	同じ	—	218千円	55千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、 支給する 支給額 32,400円～47,800円	同じ	—	0千円	0千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して 単身で生活する職員 30,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居と の間の距離が100km以上の場合、その距離 に応じ8,000円～70,000円加算する。	同じ	—	0千円	0千円
在宅勤務等 手当	住居その他これに準ずるものとして定める場 所において、勤務することを1か月当たり平 均10日を超えて命ぜられた職員に対して支 給 月額3,000円	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務す ることを命じられた職員に対して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額×支 給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	—	34千円	17千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日 の5時までの間に勤務することを命じられた 職員に対し支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0千円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等 に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務 をした場合に支給 支給額 勤務1回につき4,200円	同じ	—	0千円	0千円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必 要等で週休日又は休日等に勤務した場合 に支給 支給額 勤務1回につき5,000円～6,000 円	同じ	—	0千円	0千円
災害派遣手当 (武力攻撃災害 等派遣手当を含 む。)	災害発生時にその応急対策又は復旧のた め派遣された職員で住所等を離れて町内に 滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円			0千円	0千円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 865,979	千円 74,177	千円 33,499	% 3.87	% 3.59

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)大和町普 通会計平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 6	千円 21,797	千円 2,603	千円 9,102	千円 33,499	千円 5,583	千円 5,204

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項  
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大和町	40.9歳	307,600円	451,519円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大和町（水道事業）	大和町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,555千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,226千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

大和町（水道事業）			大和町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67月分	24.59月分	勤続20年	19.67月分	24.59月分
勤続25年	28.04月分	33.27月分	勤続25年	28.04月分	33.27月分
勤続35年	39.76月分	47.71月分	勤続35年	39.76月分	47.71月分
最高限度	47.71月分	47.71月分	最高限度	47.71月分	47.71月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額 —			1人当たり平均支給額982千円 19,987千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	9%	人	9%
宮城県仙台市	7%	人	7%
宮城県富谷市	5%	人	0%
宮城県名取市	2%	人	2%
宮城県利府町	2%	人	0%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）※支給実績なし

支給実績（令和6年度決算）		千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,012千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	169千円
支給実績（令和5年度決算）	677千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	135千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (令和6年度 決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500 円 2. 子 1人につき 10,000 円 3.父母等 1人につき 6,500 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	59 千円	59 千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000 円 イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000 円)	同じ	—	540 千円	270 千円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6 月毎に 6 月に要する運賃等相当額 (1 月あたり 55,000 円限度) 2.交通用具使用者(1 月あたり) 使用距離(片道)により 2,000 円～31,600 円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額 + 交通用具使用の額。ただし 1 月あたり 55,000 円を限度とする。	同じ	—	240 千円	60 千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 32,400 円～47,800 円	同じ	—	556 千円	556 千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000 円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が 100km 以上の場合、その距離に応じ 8,000 円～70,000 円加算する。	同じ	—	0 千円	0 千円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして定める場所において、勤務することを 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給 月額 3,000 円	同じ	—	0 千円	0 千円

休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給 支給額＝勤務 1 時間当たりの給与額×支給割合 (135/100)×勤務時間数	同じ	—	95 千 円	16 千 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の 5 時までの間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額＝勤務 1 時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0 千 円	0 千 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 4,200 円	同じ	—	0 千 円	0 千 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 5,000 円～6,000 円	同じ	—	0 千 円	0 千 円
災害派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1 日につき最高 6,620 円			0 千 円	0 千 円